

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年6月2日

【会社名】 ユニゾホールディングス株式会社

【英訳名】 UNIZO Holdings Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小崎 哲資

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀二丁目10番9号

【電話番号】 03-3523-7531（代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼専務執行役員 行本 典詔

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目10番9号

【電話番号】 03-3523-7531（代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼専務執行役員 行本 典詔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

令和2年（2020年）6月1日開催の当社の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 本臨時株主総会が決議された日

令和2年（2020年）6月1日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式の併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

① 併合比率

当社株式について、4,601,239株を1株に併合いたします。

② 本株式併合の効力発生日

令和2年（2020年）6月22日

③ 効力発生日における発行可能株式総数

7株

第2号議案 定款一部変更の件

① 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は7株に減少することとなります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成割合(%) (注2)	可否
第1号議案	324,345	182	1,600	(注1)	99.45%	可決
第2号議案	324,353	182	1,600	(注1)	99.45%	可決

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(注2) 賛成割合は、本臨時株主総会に出席した株主の議決権の数（本臨時株主総会の前日までに事前行使された議決権の数（事前行使された議決権のうち、当日出席した株主の議決権を含みません。以下「事前行使分」といいます。）及び本臨時株主総会に当日出席した株主の議決権の数（以下「当日出席分」といいます。））に対する、本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席した一部の株主からの各議案の賛否等に関して賛成の確認ができた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により各決議事項の可決要件を満たし、会社法に則って各決議が成立したため、当日出席分のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上